

## 別表十八の二付表三及び別表十八の二付表三（次葉） 「合併及び残余財産確定の場合の調整額の計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第4項若しくは第6項（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人が地方法第16条第4項から第6項まで（中間申告）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

#### (1) 法人税に関する明細書

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算」の各欄	法第81条の19第4項第1号又は第2号に掲げる期間内に同項に規定する連結親法人又は連結子法人を合併法人とする適格合併（同項第1号に掲げる期間内に行われるものにあつては法人を設立するものを除き、同項第2号に掲げる期間内に行われるものにあつては同条第2項第2号に規定する連結内合併及び連結親法人を設立するものを除きます。）が行われた場合に記載します。	
「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各事業年度（被合併法人（法第81条の19第2項第2号に規定する連結内合併に係る被合併法人を除きます。以下同じです。）の各事業年度にあつては、その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（被合併法人の各連結事業年度にあつては、その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人の確定法人税額等」の各欄	法第81条の19第4項第1号に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	
「被合併法人等の確定法人税額等」の各欄	法第81条の19第4項第2号に規定する被合併法人等の確定法人税額等を記載します。	

## (2) 地方法人税に関する明細書

欄	記載要領	注意事項
「前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算」の各欄	地方法第16条第4項第1号に掲げる期間内に同条第1項に規定する法人を合併法人とする適格合併（連結内合併（同条第2項第2号に規定する連結内合併をいいます。以下同じです。）及び法人を設立するものを除きます。）が行われた場合又は同条第6項第1号若しくは第2号に掲げる期間内に同項に規定する連結子法人を合併法人とする適格合併（同項第1号に掲げる期間内に行われるものにあつては法人を設立するものを除き、同項第2号に掲げる期間内に行われるものにあつては連結内合併を除きます。）が行われた場合に記載します。	
「前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算」、「当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算」及び「新設適格合併による加算調整額の計算」の「直前の課税事業年度」の各欄	当該課税事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各課税事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい課税事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人確定地方法人税額等」の各欄	地方法第16条第4項第1号に規定する被合併法人確定地方法人税額等を記載します。	
「被合併法人等確定地方法人税額等」の各欄	地方法第16条第6項第2号に規定する被合併法人等確定地方法人税額等を記載します。	

### 3 根拠条文

法81の19、規則37の8、地方法16、地方規則2、3